

地域整備課

消火栓による消火訓練の届出について

(水道事業からのお願い)

複数の消火栓を一度に開栓されると次の事が発生しご迷惑をお掛けする原因となります。

- ① 付近水道管の水圧が低下します。
(過去に消火栓付近の家の水道が出なくなることがあった。)
- ② 付近水道管の水圧変動による濁水の原因となります。
- ③ 複数の地区で同時に使用すると、一度に大量の送水が発生し、配水池の緊急遮断弁が大規模漏水と判断し作動して、復旧作業のため職員の出動が必要となります。
(過去に由良地区では何回か発生し、給配水が停止する恐れがあった。)

◇ 消火栓ご使用時の注意事項

消火栓をご使用の際は、次の事にご注意願います。

- ・消火栓を開閉する場合は、急に開閉しないで、ゆっくりと開閉して下さい。
- ・放水時には、複数の消火栓を同時に使用したり、一時的に大量の水を長い時間放水しないで下さい。
- ・使用後は、止水の確認を行い、漏水がないことを確認して下さい。
- ・消火栓の使用によりその地域の水道水が濁ったり、水圧が低下する場合があります、地域の皆様にご迷惑をお掛けすることがありますので、事前に周知してからご使用下さい。

●同日同時刻に複数の自治体の使用がある場合は、消火栓使用を制限(不許可)することがあります。【制限する場合は、届出順とします。】

※ 使用される場合は、1か月前までに届出下さい。

《届出様式》 「消火栓使用届」 別紙のとおり

《届出先》 北条支所 総合窓口室

大栄庁舎 総務課 情報防災室

地域整備課 上下水道室 水道担当

電話 37-3118

- ・ 消火栓は消防水利または訓練及び点検以外の目的で使用できません。
- ・ 水路の清掃を目的とした使用は絶対にしないで下さい。

第16条関係

年 月 日

消 火 栓 使 用 届

北栄町水道事業
北栄町長 松本昭夫様

申請者 東伯郡北栄町
住所
氏名

北栄町水道事業給水条例第16条に基づき、次のとおり消火栓を使用します(した)ので届けます。

記

使用者	住所	北栄町	
	氏名		
	TEL		
使用目的			
使用場所			
使用日時	年 月 日	:	~ :
備考			

■ 消火栓ご使用時の注意事項

消火栓をご使用の際は、つぎのことにご注意願います。

- ・ 消火栓を開閉する場合は、急に開閉しないで、ゆっくりと開閉して下さい。
- ・ 放水時には、複数の消火栓を同時に使用したり、一時的に大量の水を長い時間放水しないで下さい。
- ・ 使用後は、止水の確認を行い、漏水がないことを確認して下さい。
- ・ 消火栓を使用することにより、その地域の水道水が濁ったり、水圧が低下する場合があります、地域の皆様にご迷惑をお掛けすることがありますので、事前に周知してから、ご使用下さい。

●同日同時刻に複数の自治会の使用がある場合は、消火栓使用を制限(不許可)することがあります。【制限する場合は、届出順とします。】